

## 第 4 2 号議案

東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 3 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、行政委員会の委員等の旅費に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月台東区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「職員の旅費に関する条例(昭和26年東京都条例第76号)中指定職の職務にある者の旅費相当額」を「副区長相当額」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。